

長浜市鳥獣害防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の野生鳥獣による農林水産物への被害を防止するため、交付対象団体が実施する鳥獣害防止対策事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 交付対象団体 自治会その他市長がこれに類するものとして認めた団体（以下「団体」という。）をいう。

(2) 鳥獣害防止対策事業 防護柵の設置並びに機能強化及び修繕、並びに野生獣捕獲用檻^{おり}の設置をいう。

(補助対象等)

第3条 事業区分、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるところとする。

(補助金交付の制限)

第4条 補助金の交付は、事業区分ごとに、1団体につき単年度1回限りとする。ただし、緊急性を伴う修繕に関してはこの限りでない。

(事前協議)

第5条 防護柵整備事業に係る補助金の交付を受けようとする団体は、長浜市鳥獣害防止対策事業補助金事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業実施予定箇所の位置図

(2) 現況写真

2 市長は、前項による事前協議のあったときは、速やかにこれを審査し、長浜市鳥獣害防止対策事業補助金事前協議回答書（様式第2号）により回答するものとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとし、別表第2に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 事業（計画・報告）書（様式第3号）

(2) 補助対象経費に係る見積書の写し

(3) 整備予定図

(4) 事業実施前の写真

(5) 防護柵整備事業においては、前条第2項の回答書の写し

(変更申請)

第7条 交付の決定を受けた団体は、当該決定を受けた事業内容に変更が生じたときは、長浜市鳥獣害防止対策事業補助金変更申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当であると認めるときは、長浜市鳥獣害防止対策事業補助金変更承認書（様式第5号）により通知する。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業(計画・報告)書(様式第3号)
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 整備完了図
- (4) 事業実施後の写真

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
防護柵整備事業	<p>次に掲げる要件を満たす防護柵の整備に係る経費のうち、資材の購入費、機材の使用料及び委託料（専門的な作業に限る。）とする。ただし、資材の運搬費、加工費及び団体による自力施工に要する人件費は含まない。</p> <p>(1) 野生動物による農作物被害を防ぐことを目的とした次に掲げる防護柵であること。</p> <p>ア ワイヤーマッシュ柵 イ 電気柵（電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に定める基準に適合した機器に限る。） ウ その他野生鳥獣の侵入を防ぐための防護柵</p> <p>(2) 耐用年数は、おおむね5年以上のものとする。</p> <p>(3) 1箇所を設置につき受益戸数は、2戸以上かつ受益面積は50a以上とする。</p>	補助対象経費の3分の2以内	<p>補助限度額は、次のとおりとする。</p> <p>①新設する場合は、30万円を上限とする。</p> <p>②既設の防護柵を多獣種に対応するために、かさ上げ等の機能強化をする場合は、30万円を上限とする。</p> <p>③長浜市が推奨するワイヤーマッシュ柵（別図）に準じる柵の新設のみを行う場合に限り上限額を50万円とする。</p> <p>④上記の①②③を併せて行う場合は、単年度合計補助金額は、30万円を上限とする。</p> <p>⑤隣接する2以上の自治会が協働により事業を実施する場合は、上記①②③④それぞれの限度額に参画する自治会数を乗じた額を限度額とすることができる。ただし、この場合、参画自治会は単体で補助の申請をすることができない。</p>
防護柵修繕事業	<p>既設防護柵の修繕に係る経費のうち、資材の購入費、機材の使用料及び委託料（専門的な作業に限る。）とし、資材の運搬費、加工費及び団体による自力施工に要する人件費は含まない。ただし、次に掲げる災害による倒木により既設防護柵が破損したものについては、当該倒木の撤去にかかる委託料も補助の対象とする。</p> <p>(1) 気象庁による特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）又は記録的短時間大雨情報が発表された異常な自然現象</p> <p>(2) その他市長が特に甚大な被害があったと認めるもの</p>	補助対象経費の2分の1以内	<p>20万円を上限とする。</p> <p>隣接する2以上の自治会が協働により事業を実施する場合は、上記の限度額に、参画する自治会数を乗じた額を限度額とすることができる。ただし、この場合、参画自治会は単体で補助の申請をすることができない。</p>
野生獣捕獲檻整備事業	野生獣捕獲用檻の購入費とし、運営指導等の人件費及び運搬費は含まない。	補助対象経費の3分の2以内	6万円を上限とする。

別表第2 (第6条関係)

事業区分	期日
防護柵整備事業	第5条の事前協議を経た後に11月末日まで
防護柵修繕事業	11月末日まで。 ただし、緊急性を伴う修繕に関してはこの限りではない
野生獣捕獲檻整備事業	11月末日まで

別図 ワイヤメッシュ柵 (構造図)

